

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2023賃金確定要求について

交渉日時 令和5年11月22日（水） 10時05分～12時00分
交渉場所 本庁舎 6階602会議室
交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 雲丹亀市長公室副部長 西川人事課長
足立人事課副課長 山村人事研修係長 加島給与係長
組合側 福田執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計8人

概要	要
組合の主張	2023賃金確定要求について交渉を行った ① 前回議論した、いわゆる現給保障者への手立てについて、なにか実施できることはないのか。 ② 新卒採用者と前歴がある者が、採用後何年経っても給料に差が生じることは問題。ある程度の年数経験を積み、両者の能力に差はなくなるものであり、給料格付けとしてもどこかで並ぶようにすべきではないか。 ③ 人材の確保について、組合員から転職の相談を受けることもある。事情は様々あれども、賃金や職場環境は転職のポイントとなることが多い。新規採用も大事だが、採用した職員に長く働いてもらえることも重要。 ④ 法改正により勤勉手当支給が可能となる会計年度任用職員や、定年引上げにより60歳以降も勤務する正職員に比べ、正職員と同様の業務を行う再任用職員の給与待遇が改善されず問題である。
当局の主張	① 検討したが、やはり現給保障の趣旨を鑑みると、対象者の給料を引き上げることはできない。 ② 経験を積んだものに対する評価という点については、能力を見て昇給・昇格を判断するという考え方になる。一方で、職種や経歴が様々ある中で、前歴をどう見るかは難しく、課題であると認識している。我々も色々な角度から引き続き考えていきたい。 ③ 人材確保については今後さらに深刻になると考えている。転職自体が以前ほどハードルの高いものではなくなってきているようにも感じるため、職員に長く働いてもらえるよう、また新たな職場として選んでももらえるように我々も努力しないといけない。 ④ それら3者はすべて異なる制度に拠るものであり、また、国や京都府も明確に再任用職員の手当等について勧告している中で、独自に処遇を改善することは難しいものの、課題であることは認識しており、検討して返答したい。